

長崎市農業委員会 令和2年10月総会 議事録

- 1 日 時 令和2年10月28日(水) 14:00 開会
15:15 閉会
- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(18名)
赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩永 一也 岩本 隆
後山 裕義 上川 満治 田平 孝廣 鳥越 悦子 平尾 政博
松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男 柳川 八百秀 山口 邦俊
山口 眞佐栄 山崎 実男 山脇 貞雄
- 5 出席推進委員(21名)
今村 秀喜 岩尾 直己 浦川 英敏 尾崎 正孝 川添 孝則
城戸 利美 久保 正 柴原 恵 田中 幹生 鶴田 安明
中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人 野本 英世 濱口 敏夫
濱口 雅洋 増田 茂 松本 貞幸 村田美津枝 森内 悟己
森保 欣也
- 6 欠席農業委員(1名)
永岡 亜也子
- 7 欠席推進委員(3名)
池田 憲二 三浦 孝路 山下 和孝
- 8 出席職員
【農委事務局】 向井事務局長 山下事務長 川本農政管理係長 平農地係長
赤池主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和2年10月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、10月の農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。座って議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員18名出席であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は21名でございます。以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。鳥越悦子委員と松尾隆治委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○鳥越委員・松尾委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日は、その他の事項でございます、「令和2年度経営所得安定対策に伴う現地確認業務について」及び「令和2年度農作物被害調査（1回目）及び令和3年度以降の国庫ワイヤーメッシュ柵設置事業調査の実施について」の説明のため、農林振興課の職員の方に出席いただいております。時間の都合もございませぬので、先にこちらの説明をお願いし、その後、議案審議に進みたいと思います。それでは私の方から皆様に職員のご紹介をさせていただきます。農林振興課の水頭技師です。本日はよろしくお願い申し上げます。それでは、その他の事項1及び2について、農林振興課より説明をお願いします。

－農林振興課 説明－

○議長 ありがとうございます。ただ今、農林振興課から説明がございましたが、この件について、何かご意見、ご質問、ご要望はございませんか。

○森山委員 例年実行組合長から配られるのが遅れるんですが、現状は実行組合長に配付してあるんですかね。

○農林振興課 明日の発送になります。

○森山委員 そうすれば、実行組合長もなかなか忙しいから、何か集会の時に配っていたら遅くなったりするので、できるだけ早く実行組合長の方には配付をしてもらわないと、半月くらいでは、きついのではないかと思うんですよね。今後もうちょっと期間に余裕を持っていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、枠の問題で、申込んだ分全部がその年にできるかどうかわからないということですが、令和2年度の場合はどうなっていますかね。

○農林振興課 昨年度申込んだ分については、今からの配付になると思います。もう少しかかるかと思いますが、1回は年内に入ると思います。

○森山委員 いや、申込んだ分は取れているんですかね。その辺はわかりませんか。

○農林振興課 ちょっとその点は、担当でないといけないので、確認いたします。

○森山委員 はい、わかりました。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら、農林振興課の職員の方は、ここで退席されます。

— 農林振興課職員退席 —

○議長 それでは、引き続き議案の審議に入ります。本日は付議事項が5件ございます。まず、第1号議案、「令和2年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」、事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案農地等利用最適化推進施策に関する意見書についてご説明いたします。まず議案書の1ページをお開きください。農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、長崎市長へ農地等利用最適化推進施策に関する意見書を提出するため、承認を求めるものになります。それでは、資料をご覧ください。提出する意見書の案になります。まず、資料を1枚めくっていただき、表紙の裏側になりますが、意見書を提出するにあたっての趣旨を記載しておりますので読み上げさせていただきます。

— 意見書提出の趣旨を朗読 —

それから、資料の1ページから5ページまでが、提出する意見書の内容になっておりまして、先月9月の総会において、委員の皆様からいただいたご意見を基に修正を加えたものになっております。なお、すべての意見を反映できていないことについては、あらかじめご了承いただきたいと思います。

資料の6ページをご覧ください。6ページから8ページに先月の総会時に提示した内容から修正した部分を記載しておりますので、修正した部分について本日は、ご説明させていただきます。表の左側が修正前、右側が修正後の内容となっております。

「2 遊休農地の発生防止・解消について」の(1)について、中間管理機構の担当職員の配置等、機構の体制についてのご意見をいただいておりますので、右側に記載のとおり、事項名を「農地中間管理事業の利用促進のための農地中間管理機構の体制の強化」とし、3行目以降を、「遊休農地の発生防止・解消にあたり、農地中間管理事業の更なる利用促進を図るため、中間管理機構の職員を各地区に配置していただくなど、中間管理機構の体制の強化について要望していただきたい」と修正しております。

次に、(2)ですが、事項名を「休日農園や農作業体験の場としての活用」とし、4行目の「取り組みとして、」の後段の部分から、6行目の「また」の前までについて、「休日農園や市民参加型の農作業体験を行うことができる場として、遊休農地を活用することについて検討していただきたい」と修正しております。

次に資料7ページをご覧ください。「3 新規参入の促進・担い手の確保について」の(1)について、所得の増大ということを大きく掲げてほしいということ、担い手不足の現状に歯止めをかけるということに対して、意見の内容が簡素すぎることなどのご意見をいただきましたので、表右に記載のとおり事項名を「農業所得向上への取組み」としまして、「担い手の営農意欲を高め、若者や女性など新たな担い手を確保するためには、安定した所得が確保できることが必要である。新たな付加価値を生み出す6次産業化の推進や新品種の開発によるブランド化、生産コスト削減のためのスマート農林業技術の導入など所得向上につながる取組みについて検討をお願いしたい」と、こちらは全部内容を変えさせていただきます。

それから(2)については、前段の「新型コロナウイルスの影響で」という文言を削除して、「テレワークの導入が進む中」と書き出しを変えております。3行目の空き家バンクの前に「農地をセットにした」との文言を追記しております。

次に、「4 有害鳥獣対策」の(2)について、3行目の「また」以降について、「ワイヤーメッシュ柵は3戸以上の農業被害者での申請が必要」と記載していた部分について、国の施策の分であることがわかるようにということと、申請から決定までの期間の短縮について、ということで意見をいただきましたので、表右側の4行目以降について「また、国庫補助事業として実施されているワイヤーメッシュ柵の支給については、3戸以上の被害農業者による申請が必要となっているが、要件の緩和について国へ要望していただくとともに、市独自の事業としてのワイヤーメッシュの貸与も含め、申請から決定までの期間を短縮していただくよう強く求める」と修正しております。

資料の8ページをご覧ください。「5 基盤整備」の(1)の5行目なんですが、元々の「長崎市の実現」という表現がおかしい部分がありましたので、「長崎市の実情に適した市独自の基盤整備事業の実現に向けた検討・推進をお願いしたい」という表現に修正しております。次に、(3)の2行目の高木化の前に「防風林の」という文言を追記し、左側の表の4行目の「等、農業を始める前の段階での問題が多々ある。」については、新規就農者に対する

問題だけでないということで、文言を削除しております。

なお、この項目につきましては、先日21日に開催した運営委員会において、内容が、もちろん多岐にわたる内容ではあるんですが、「5の基盤整備」ではなく、「2遊休農地の発生防止・解消について」の方がいいのではないかと意見をいただきましたので、「2遊休農地の発生防止・解消について」の(3)に変更しております。以上が、修正した内容になります。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○城戸推進委員 先般、人・農地プランの実質化に向けた話し合いの中で、5ページの関連ですけれども、今東長崎地区で、基盤整備の計画に向けていろいろな準備作業を行っている訳ですけれども、その中でネックになっているのが、東長崎地区においては、地籍調査が進んでいないんですよね。前も一回建議にあげた経緯があるんですけれども、もし可能であれば、基盤整備を計画する上で農地の地籍調査の早急な実施を強く望みたいということを感じている訳で、可能であればよろしくお取り計らいをお願いしたいと思っております。もう1点、鑑の5行目、「狭小な傾斜地」と書いてあるんですけれども、土地の場合は「狭隘」という表現がどうか、と思ったものですから、参考までに、以上です。

○農政管理係長 「狭隘な傾斜地」というところですかね。確認してふさわしい表現に変えたいと思います。1点目の東長崎地区が基盤整備の話が始まっているということは聞いていたんですが、よければ、後で説明するんですけれども、意見書の提出をする時に、この意見書とは別に、各地区の状況ということで、運営委員さんに代表で、時間的には3分ちょっと位しか取れないかもしれないんですけれども、そこで、東長崎地区からの意見ということで、取り扱わせていただければと思っているんですが、後山委員さん、調整していただいて、その意見の主旨のようなものを後でいただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。意見書が大きな部分になるので、長崎市全体として基盤整備とか地籍調査ということであればとは思いますが、一応東長崎地区の現状ということで、意見をその場で出すという形をとらせていただければと思うんですが。

○城戸推進委員 一定の理解はできるんですが、この問題はもう5、6年前からずっと申し述べた経緯があって、関係課と協議されていると思うんですけれども、進捗が悪くて公共事業の所からしか進んでいかなものですから、それはわかるんですけれども、今後農業施策を進めるうえで、是非大事だと思いますので、今後の問題として、関係課と十分な協議をよろしく願います。

○農政管理係長 後ほど調整をさせていただきます。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第1号議案について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

－ 異議なし －

○議長 ありがとうございます。第1号議案については、原案のとおり決定することといたします。それでは、意見書の提出につきまして、事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 軽微な表現については、会長と協議をしながら修正させていただきたいと思っております。意見書の提出についてですが、先月の総会でもお知らせしましたが、11月16日月曜日の午後2時から、市役所3階の第2応接室で行う予定としております。なお、出席者については、先日21日の運営委員会で協議を行い、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、提出場所の応接室の広さ等も勘案して、最小限の人数でと考えております。それを踏まえて今回は、運営委員7名で行うことといたしました。運営委員の皆さまには、後ほど案内を送付する予定ですので、よろしくお願ひいたします。また、皆様には、12月又は1月の総会の場において、農林振興課ほか関係機関から出席いただき、今回の意見書に対する回答を直接いただき、その時にご意見をいただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長 そういうことでよろしいでしょうか。運営委員の皆さんは、出欠方よろしくお願ひいたします。続きまして第2号議案 「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番からご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。1番は、松原町の〇〇さんが所有する、松原町の農地1筆277㎡について、松原町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が県外転居により管理できないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。古賀小学校の北西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で500日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が7,375㎡となり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、10月16日に赤瀬孝則農業委員、増田茂推進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番でございます。2番は、田中町の〇〇さんが所有する、田中町の農地3筆1,233㎡について、田中町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許

可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が高齢で耕作ができないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。中尾ダムの東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で630日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が3,655㎡となり、下限面積の3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、10月16日に松尾隆治農業委員、城戸利美推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書3ページの第2号議案3番についてご説明いたします。3番は、神奈川県横須賀市在住の〇〇さんが所有する、為石町の農地1筆711㎡について、椿が丘町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作管理できないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和中学校の南東に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で300日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が4,543㎡となり、下限面積の3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、10月15日に田平孝廣農業委員、三浦孝路推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書は、4ページをご覧ください。本件は、西彼杵郡長与町在住の〇〇さんが所有する西海町の農地3筆について、西彼杵郡時津町在住の〇〇さんが、駐車場、資材置場及び事務用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。内容としましては、個人の営業主である〇〇さんが、現在、三京町で事業を行っている建設工事現場及び解体工事現場から排出される鉄及びアルミニウム等の軽金属類を有価物として買い取り、一時保管後、リサイクル資源として出荷するための資材置場について、運搬車両の出入りが困難なこと、近隣の通行及び騒音面で支障をきたす可能性があることなどから、安全性等を考慮して数年前から移転の計画があったものですが、今回、遊休農地化した当該地について計画されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。明誠高校の西に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。青い部分の農地以外の土地を併用して転用される計画でございます。次が、現況平面図でございます。赤で囲んだ部分が農地部分で、青色の部分が山林原野などの併用地となっております。中央部分の869番4が資材置場及び事務所兼作業員の休憩所となり、869番1、図面で言ったら右側、方角で言ったら北側、及び左側の871番1が駐車場となります。次が、雨水排水計画でございます。雨水排水については、青色のU字側溝及び暗渠管を新設し、水色の既存の道路側溝に接続して放流する計画でございます。汚水は簡易トイレによる汲み取りで、生活雑排水は水道がないことから発生しませんが、雨水タンクや山水の利用等を計画しております。次が、現地の写真です。こちらが、北側の869番1、次が中央部分の869番4、次が南側の871番1でございます。立会につきましては、10月15日に平尾会長、森山安男農業委員、川添孝則推進委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第3号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番からご説明いたします。議案書は5ページをご覧ください。まず、1番は、船石町の〇〇さんが所有する船石町の農地1筆1,398㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により、利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、集積計画一括方式により、今、説明いたしました農地1筆1,398㎡について、10年間の賃貸借により、松原町の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、6,807㎡となり、利用につきましては野菜の栽培を行っております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎多良見インターチェンジの南東に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、9月17日に赤瀬孝則農業委員、増田茂推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番は、岩屋町の〇〇さんが所有する長浦町の農地1筆1,101㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により、利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,101㎡について、10年間の使用貸借により、長浦町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、10,750㎡となり、利用につきましては水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海地域センター長浦事務所の北西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、9月16日に平尾政博農業委員、久保正推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書6ページの第4号議案3番についてご説明いたします。3番は、太田尾町の〇〇さんが所有する飯香浦町の農地2筆5,007㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により、利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆5,007㎡について、10年間の賃貸借により、諫早市在住の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、5,007㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。日吉小中学校の北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地調査は、9月16日に峰忠幸農業委員、野口弘人推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第4号議案について計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「非農地の判断について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第5号議案についてご説明いたします。議案書は7ページをご覧ください。個別案件についてご説明いたします。申出件数が1件、合計筆数が2筆、合計面積で606㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

1番は、下黒崎町在住の〇〇さんが所有する、上黒崎町の農地2筆で、面積は606㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。黒崎教会の北東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、10月16日に岩永一也農業委員をお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただいま事務局から第5号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項1「事務局長専決事項について」ご報告いたします。報告事項の資料の1ページから2ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、4件の届出がございました。続きまして、資料の3ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、1件提出されております。続きまして、資料の4ページから5ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、

7件提出されております。合計12件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、10月9日に開催されました。資料は、6ページと7ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「令和2年度農業委員会会長・事務局長会議」について事務局から説明をお願いします。

○事務長 資料の1ページをご覧ください。10月14日に開催されました令和2年度農業委員会会長・事務局長会議、研修会（中期）」について報告いたします。

まず、ながさき農業委員会1・1・1運動及び重点活動の進捗状況及び人・農地プランの実質化に係る進捗状況の報告が農業会議からありました。3ページ及び4ページをご覧ください。農地利用の最適化に係る取組として、一番左の農地集積については、諫早市、それと裏側の佐々町及び五島市がそれぞれ計画を上回っており、2番目の中間管理機構への貸付につきましても、諫早市及び4ページにあります、小値賀町が計画を上回っている状況でございます。次に遊休農地の解消及び非農地処理につきましては、一番上に計がありますけれども、県全体としては低い数値になっております。非農地判断でいきますと、長崎市が平戸市に次いで面積から言って2番目に高い実績数値となっております。

次に、県農業振興公社、農地中間管理機構から農地中間管理事業の県内における実施状況の報告がございました。7ページをご覧ください。農業委員・推進委員の「新型コロナ下の新しい生活様式」に対応した活動の方法、それと次の8ページに1・1・1運動と人・農地プランの実質化及び農地中間管理事業の取り組みは基本的に同じであり、「担い手への農地集積・集約化」、「農地利用の最適化」及び「地域農業の持続的な発展」につながるものであるとの説明があり、引き続き農地利用の最適化に取り組んでいただきたいとの説明がございました。私からの報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして何か皆様からご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら続きまして、報告事項4「長崎市農業振興計画審議会委員の推薦」について事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、資料の9ページをご覧ください。報告事項4「長崎市農業振

興計画審議会委員の推薦について」ご説明いたします。長崎市の農業振興計画に関する重要事項の調査審議を行う機関として、長崎市附属機関に関する条例に基づき設置されております長崎市農業振興計画審議会の現委員の任期が、令和2年10月31日をもって満了となることから、新たな委員の選任について、農業委員会から1名の委員を推薦するよう、令和2年10月12日付けで依頼がっております。任期は、委嘱の日から2年間となっております。会議開催回数につきましては、年2回を予定されておりますが、現計画が令和3年度までとなっております。現計画の推進、進行管理及び検証を行うとともに、令和3年度が現計画の最終年度となるため、次期計画の策定作業を行う必要があるということで、令和3年度の会議開催回数は、必要に応じて複数回開催される予定となっております。資料14ページをご覧ください。現在の委員名簿になります。農業委員会からは、女性登用への配慮ということで長崎市からも依頼がっていることもあり、鳥越悦子委員に平成28年度から2期、4年間委員を務めていただいているところです。今回の依頼にあたり、農林振興課より引き続き、女性登用への配慮及び、先ほど申し上げました通り、次期計画の策定作業があるということで、現計画の検証等に関わっていただいております鳥越委員に3期目をお願いしたいとの要望がっております。通常であれば、この総会の場において農業委員会から推薦する委員についてということでご審議をいただくところですが、資料9ページの依頼文に記載のとおり、推薦の期限が令和2年10月23日締め切りということで、先日21日に開催した運営委員会において、今説明しました状況等を説明して承認をいただき、また鳥越委員からも承諾をいただきましたので、鳥越委員を推薦することについてこの総会の場にて報告ということにさせていただきたいと思っております。なお資料12、13ページに、長崎市農業振興計画審議会規則を、15ページから18ページにかけて同計画の後期計画の策定及び審議会についての経過、並びに後期計画のダイジェスト版を掲載しておりますので、後ほどご参照していただければと思います。説明は以上です。

○議長 説明のとおりでよろしいでしょうか。

○委員全員 承諾

○議長 ありがとうございました。

○城戸推進員 委員の委嘱は問題ないと思うんですけども、農業委員会か農林振興課かわからないんですけども、農用地の線引きの見直しもこの審議会でするのかということと、5年に1回か何年に1回かよくわからないんですけども、そのあたりの確認と、補助事業に取り組むうえで、農用地に入っていないところは、対象外になるものだから、なぜ白地になっているのかと懸念していたものですから、今日わからなくても構わないので、そのあたりを農林振興課とお話しをされてご指導を賜りたいと思っております。

○農政管理係長 農用地の線引きがこの審議会で審議されるのかということと農用地の白地の、すみませんよく聞き取れなかったんですけれども。

○城戸推進委員 農用地に入らずに白地になっているので、補助対象外になるわけですよ。例えば中山間地直払制度とか多面的機能制度とか、農林振興課が所管なんですけれども、大半が、家の周りが白地になっているのは、なぜかなと不思議に思ったものですから。あとでも結構です。この審議会とは関係ないと思うんですが。

○農政管理係長 すみませんでした。今の件、農林振興課に確認して、次の総会時にでも回答できるような形にさせていただきたいと思います。

○議長 農用地については、どうしても必要な場合は、申請をしていただければ、なると思うんですけれども、白地になっているところは意味があって白地にしてあるのではないかと思うんですけれども。なかったら、補助事業などがあるのならば、農用地にしていたらと思います。ただ、農用地になるとなかなか制約がありますので、そのところをよく考えられて、相談されてから行っていただければと思います。後で、農林振興課から回答が出ると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、報告事項 5「農業者年金加入推進について」農業者年金加入推進対策班から報告をお願いします。

○森山年金加入推進リーダー それでは、農業者年金推進対策班の活動について報告いたします。資料の 19 ページをご覧ください。本日、総会の前に第 1 回目の農業者年金加入推進部長会議を行いました。資料 20 ページの推進体制のとおり、本年度は長崎県農業会議の割り当てで、長崎市農業委員会は、3 名の加入が目標となっております。今年度は、式見・三重・外海地区を加えた 6 地区で班体制を組み、加入目標数を各地区は各 1 人としております。現在、茂木地区において 1 名の方が加入しております。活動計画は、資料 21 ページから 22 ページをご参照ください。年度当初に計画し、加入推進強化月間を、10 月から 11 月で設定しておりましたが、11 月及び 12 月に強化月間として戸別訪問を行い、加入の見込みがある 60 歳未満の農業者がいれば、事務局へご連絡ください。事務局が、加入要件を確認し、改めて訪問を行うということにしております。また、本日、各地区の農業委員さん、推進委員さんには、50 歳以下で、年間 100 日以上農業に従事されている未加入者の地区ごとの名簿、令和 2 年 4 月 1 日現在を、活動の手助けとしてお渡ししています。過去の加入推進状況を踏まえ、各地区で訪問対象を選定していただき、戸別訪問を実施していただきますようお願いいたします。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、事務局から補足説明がありますので、よろしく願いいたします。

○農地係長 先程の農業者年金推進班の森山リーダーの報告の補足説明をいたします。森山リーダーの報告のとおり、今年度は式見・三重・外海地区を加えた6地区で班体制を組むことになったことから、新たに、式見・三重・外海地区の加入推進部長を設置し、岩永一也農業委員を長崎県農業会議に推薦しております。7月20日に開催しました全員協議会におきまして、農業者年金加入推進部長については、旧長崎地区、東長崎地区、茂木地区、琴海地区、三和・野母崎地区の5地区の加入推進部長が決定しておりましたが、先週の運営委員会において、式見・三重・外海地区においても対象者がいることから、加入推進部長を設置すべきとの意見が出たため、岩永農業委員さんに式見・三重・外海地区の加入推進部長を担っていただくことになりましたので、ここでご報告させていただきます。なお、本日本渡ししております対象者の名簿につきましては個人情報が含まれておりますので、取り扱いには十分注意されますようお願いいたします。また、本日、総会終了後に、長崎県農業会議の山口課長補佐から農業者年金の制度について説明していただきますので、加入推進にあたり参考にさせていただきたいと思っております。説明は以上でございます。

○議長 この件につきまして、皆様方からご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項3「全国農業新聞の定期購読者の獲得について」及びその他の事項4「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項3とその他の事項4について、まとめて説明させていただきます。まず、資料の1ページをご覧ください。令和2年度の目標部数は148部ですが、先月の報告以降、新規の申し込みが6件、中止が1件あっておまして、現在の購読部数は140部、目標部数に8部足りない状況になっております。今回の中止の理由につきましては、市外に居住しており、農業に従事していないためと伺っております。目標部数を達成できますよう、今後とも委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。なお、先月の総会の折にご意見がございました、購読中止の理由等の分析については、長崎県農業会議のほうでもされていないとのことでした。購読活動を行うにあたっては必要な情報であるため分析等について検討していただくよう要望をさせていただいております。

続きまして、その他の事項4、資料の2ページからになりますが、新体制における令和2年度上半期の活動記録集計表を記載しております。ご報告をいただいております活動記録カードにつきましては、国の方針のもとに提出していただいているものになります。農地利用最適化交付金の年額報酬の配分を受けるためにも必要となりますので、活動をされた際には、番号だけではなく、活動内容や相談対応等の相手方など、できる限り詳しくご記入くださいますようお願いいたします。活動記録表の1番から23番というのが交付金の対象活動となっておりますので各委員、毎月1回は、1から23番までの活動の実施をお

願いできればと思いますのでよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、ご意見・ご質問・各地域からのご報告などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、それでは最後にその他の事項5「令和2年11月、12月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項4「令和2年11月、12月の行事予定について」お知らせいたします。資料の4ページをご覧ください。初めに11月の予定です。10日火曜日、13時30分から長崎県農業会議常設審議委員会が長崎県農協会館で開催され、平尾会長が出席される予定です。16日月曜日、14時から農地等利用最適化推進施策に関する意見書を市長に提出します。24日火曜日、15時から運営委員会を開催する予定です。30日月曜日、13時から農委だより編集会議、13時30分から遊休農地対策検討委員会、その後14時から総会を開催する予定としております。

次に、12月の行事予定です。10日木曜日が長崎県農業会議常設審議委員会、21日月曜日が農業委員会運営委員会、25日金曜日が農業委員会総会ということで予定をしております。行事予定のお知らせは以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして10月の農業委員会総会を終了させていただきます。

議長
(平尾 政博)

議事録署名人
(鳥越 悦子)

議事録署名人
(松尾 隆治)
